

重 要 事 項 説 明 書

【運営方針】

- (1) 良質なサービスを提供できるよう、利用者様の病状や全身状態の観察を行い、安心して在宅生活が行えるようサポートしていきます
- (2) 利用者様の立場にたって考え、思いやりをもち温かい心のこもった看護をおこなっていきます
- (3) サービスの質の向上を保つため、事業所内での研修を行うだけでなく、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスとの連携をおこなっていきます

【サービス内容】

- 訪問看護とは、看護師等が訪問して病気や障害のために支援を必要とされる方への看護等を行うサービスです。また、介護保険制度の他に医療保険制度での利用を受けられる方もいます
- 主治医の治療方針やケアプランに沿って看護計画書を作成し、訪問看護サービスを提供いたします。また、他のサービスと連携しながら看護を行いますので安心して在宅療養が続けられます

1. Lea ケア訪問看護ステーションの概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	Lea ケア訪問看護ステーション
介護保険指定事業者番号	1 3 6 1 4 9 0 4 3 4
事業所所在地	〒164 - 0014 東京都中野区南台 1-3-8 第 8 新栄ビル 101
連絡先 相談担当者名	TEL :03-5309 - 2991 FAX: 03-5309-2992 管理者 石河 恵里子
事業所の通常の 事業の実施地域	中野区、杉並区、新宿区、渋谷区、世田谷区

(2) 営業日時

事業所の営業時間	午前 9 時～午後 18 時
事業所の営業日	月曜日～金曜日
事業所の休業日	土曜日・日曜日・年末年始

★緊急時は 24 時間体制（ご契約者さま）にて対応いたします

(3) 事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非 常 勤	職務内容	計
管理者	看護師	1 名		訪問看護	1 名
看護師	看護師	3 名	名	訪問看護	3 名
准看護師	准看護師	名	名	訪問看護	名
理学療法士	理学療法士	名	名	訪問看護	名
作業療法士	作業療法士	名	名	訪問看護	名
言語聴覚療法士	言語聴覚療法士	名	名	訪問看護	名
事務職員	医療事務・介護事務	名	名	介護保険請求	名

2. 提供するサービスの内容と禁止行為について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状の観察 ② 床ずれの予防及び処置 ③ 体位変換、食事、排泄の介助 ④ 入浴、清拭、洗髪の介助 ⑤ カテーテルなどの医療器具の管理 ⑥ リハビリテーションの指導 ⑦ 在宅ケアに関する諸サービスの情報提供 ⑧ ご家族・介護者の看護に関する相談や指導 ⑨ 介護や福祉制度の相談 ⑩ その他主治医の指示に基づく必要な看護 ⑪ 介護予防訪問看護（口腔ケア・栄養指導・リハビリ・身体維持機能など） ⑫ その他サービス（療養相談・助言・その他）

3. サービスの提供にあたって

- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください
- サービス提供の時間は、別の訪問や緊急訪問等による遅れなど、時間帯が前後することがありますので、ご了承ください。尚、10分程度の遅れの場合、連絡せずに最短で訪問できるように致しますのでご了承ください
- 同行訪問に関して、弊社では研修や実務評価及びご利用者様の情報共有を理由に複数名での訪問のご依頼をさせていただく事があります。別途料金はかかりません。
- 緊急訪問についてできる限り早急に対応できるようスタッフ一同心がけておりますが、出先（定期訪問先）や夜間帯は自宅からの訪問となるため、到着まで1～2時間程度かかる場合があります
- 電話での状態確認の際に急を要する状態の際には緊急訪問ではなく、救急搬送の指示をする場合があります

4. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

5. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問看護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

7. 心身の状況の把握

訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

8. サービス提供の記録

- (1) 利用者の状態を適切に把握するため、また患部や皮膚状態を記録するために写真を撮ることがあります。(適正に保管・管理致します)
- (2) 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、3年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

9. 衛生管理等

- (1) 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	石河 恵里子
-------------	--------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による
- (7) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 1. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 Lea ケア訪問看護ステーション （事業者の担当：石河 恵里子）	所 在 地：東京都中野区南台 1-3-8 第 8 新栄ビル 101 電話番号：03-5309 - 2991 ファックス番号：03-5309 - 2992 受付時間：平日 9:00～18:00
【市町村（保険者）の窓口】 中野区役所 地域支え合い推進部 介護高齢者支援課 管理企画係	所 在 地：東京都中野区中野四丁目 8 番 1 号 区役所 2 階 10 番窓口 電話番号：03-3228-5629 ファックス番号：03-3228-8972 受付時間：8 時 30 分から 17 時
【市町村（保険者）の窓口】 杉並区役所 保健福祉部管理課 保健福祉支援担当	所 在 地：東京都杉並区阿佐谷南 1 丁目 15 番 1 号 電話番号：03-3312-2111 ファックス番号：03-5307-0774
【市町村（保険者）の窓口】 新宿区役所 介護保険課 給付係	所 在 地：新宿区歌舞伎町 1-4-1 電話番号：03-5273-3497 受付時間：8 時 30 分から 17 時
【市町村（保険者）の窓口】 渋谷区役所 介護保険課 介護相談係	所 在 地：東京都渋谷区宇田川町 1-1 電話番号：03-3463-3304 受付時間：8 時 30 分から 17 時
【市町村（保険者）の窓口】 世田谷区役所 保健福祉サービス苦情 審査会事務局（保健福祉制作部保健福祉 政策課指導・サービス向上担当）	所 在 地：世田谷区世田谷 4 丁目 21-27 世田谷区役所第 2 庁舎 2 階 23 番窓口 電話番号：03-5432-2605 ファックス番号：03-5432-3017 受付時間：8:30～17:00

訪問看護事業者（法人）の概要

法人の種別・名所 株式会社 Lea ケア

代表者氏名 石河 恵里子

所在地・連絡先 〒164-0014 東京都中野区南台 1 - 3 - 8

TEL：03-5309-2991 FAX：03-5309-2992